

**国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会
品質確保専門部会**

規約

(総則)

第1条 新しい建設生産システムを構築するための具体的な取組のうち、発注方法の最適化や情報の共有化・活用に関して専門的に検討を行うため、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」に「品質確保専門部会」（以下「本部会」という。）を設置する。

(本部会の事務)

第2条 本部会は、以下に掲げる事項を審議する。

- 一 詳細設計付工事発注方式や設計・施工一括発注方式のあり方に関すること。
- 二 CM方式のあり方に関すること。
- 三 その他の多様な発注方式に関すること。
- 四 工事成績の共有化・活用に関すること。
- 五 各段階における経験・知識の環流に関すること。

(本部会の構成)

第3条 本部会は、会議の長（以下「部会長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 部会長は、会議を統括する。
- 3 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 4 本部会は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 5 本部会は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

(本部会の開催)

第4条 本部会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とし、部会長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

(事務局)

第5条 本部会の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター及び関東地方整備局企画部技術調査課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項については、本部会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成19年7月6日から施行する。